

令和5年度 菊陽町一般廃棄物処理実施計画

第1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、菊陽町内で発生する一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和5年度菊陽町における一般廃棄物処理実施計画を定める。

第2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

第3 処理計画の対象区域

面積	37.46 km ²
世帯数	19,675世帯
人口	44,546人

（令和6年3月31日推計値）

第4 一般廃棄物の排出の状況

前2ヶ年（令和3・4年度）に排出された一般廃棄物の処理状況は、次のとおりである。

区分	令和3年度			令和4年度			伸率 (%)
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
ごみ	12,113 t	0 t	12,113 t	11,746 t	0 t	11,746 t	△3.03%
し尿及び 浄化槽汚泥	1,402 kℓ	16 kℓ	1,418 kℓ	2,016 kℓ	15 kℓ	2,031 kℓ	43.2%

第5 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物のごみ処理に係る収集運搬については、町及び町が許可した一般廃棄物収集運搬業者（第6処理計画 1（2）ア（エ）許可業者名一覧）で実施し、中間処理及び最終処分については、菊池広域連合及び一般廃棄物処分業者で処理する。なお、火災等の自然現象以外で発生した火災ごみ等で町及び菊池広域連合処理施設で処理できない廃棄物は、排出者の責任で適正に処理を行うものとする。

一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る収集運搬については、許可業者が実施し、中間処理及び最終処分については菊池広域連合で処理する。

区分	収集運搬		中間処理	最終処分
ごみ	(町) 家庭系	・委託 ・個人運搬	菊池広域連合 (委託)	菊池広域連合 (委託) 許可業者
	(事業者) 事業系	・委託(許可業者) ・自社運搬		
し尿及び 浄化槽汚泥	(町) 家庭系 事業系	収集：許可業者 運搬：委託	菊池広域連合 (直営)	菊池広域連合 (農地還元)

第6 処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制及び再資源化計画

ア 排出抑制の方法

ごみの減量化・再資源化を図るため、次の事業を行う。

事業	内容	摘要
生ごみ処理容器等設置補助	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの排出抑制と自家処理推進を図るため、生ごみ処理容器等購入者に対し補助を行う。 生ごみ処理容器設置事業補助金 電動式生ごみ処理機設置事業補助金	予定数 14基 16台
リサイクル推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用できる資源物の回収を促進するため区及び社会教育団体等に対し奨励金を交付する。（リサイクル推進事業奨励金） ・集団回収のために必要な資源ごみの集積及び保管を行なうための倉庫の購入に対する補助を行う。 ごみ一時保管所等整備費補助金（資源ごみ保管庫）	リサイクル活動予定団体数 72団体 予定箇所数 1箇所
使用済食用油回収事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で使用したてんぷら油を拠点回収し、買取業者へ販売することで減量化と再資源化を図る。 	年間回収見込量 2,000ℓ
食品循環資源の再生利用に関する法律（食品リサイクル法）の普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法の普及啓発に努める。 ・事業系一般廃棄物として排出される食品循環資源（食品循環資源の再生利用の促進に関する法第2条第3項）は、堆肥化処理施設等へ搬入するなどし、再生利用を促進する。 	食品リサイクル法第11条の登録を受けた再生利用事業者による再資源化又は堆肥化
事業系一般廃棄物の減量、再資源化、分別方法及び適正処理等について指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物排出事業者に対し、再生利用できる紙類については焼却処理施設への搬入を制限するなど、産業廃棄物との分別の徹底を指導し、適正処理を推進する。 	
樹木等の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・季節的に多量に発生する樹木の処理については、焼却ごみの減量化と資源の再生利用を目的として、樹木を粉碎処理し再資源化を行う。 	拠点回収 年2回
環境美化推進員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政区から推薦された環境美化推進員の協力のもと、廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図る。 	行政区数 64地区

イ 再資源化の方法

分別により収集及び持込したごみは、菊池広域連合の処理計画に基づき次のとおり再資源化を図る。

ごみの種類	再資源化の方法
資源物	<p>再資源化工場又は委託業者工場の資源ごみ系列により選別される。</p> <p>容器包装のうち、指定法人の容器包装リサイクル協会へ引き渡されるものは、茶色ガラスとその他のガラスの特定事業者負担分とプラスチック製容器包装(白色トレイ及び発泡スチロール含む)の町負担分及び特定事業者負担分である。</p> <p>指定法人へ引き渡しを行わないプラスチック類(指定ごみ袋を含む)は、委託業者工場にて再生処理され、再生利用事業者へ引き渡される。</p> <p>また、使用済小型電子機器については、再資源化工場で選別後、小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡される。その他のものについては、再生事業者登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用される。</p>
不燃物	<p>再資源化工場の粗大ごみ系列により破碎し選別される。選別後、再生事業者登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用される。</p>

家庭から拠点箇所に持込まれた木ごみについては再資源化を図る。

ごみの種類	再資源化の方法	回収量(計画)
樹木等 (拠点回収)	草木等の資源化工場でチップ化及び堆肥化の原料として再資源化される。	樹木等 100 t

ウ 関連施設の概要

菊池広域連合の処理計画による。

施設名・所在地		処理能力	処理対象物
菊池広域連合	資源物系列	27.7 t / 5 h (選別)	鉄製容器包装、アルミ容器包装、無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス、段ボール、紙類、衣類、生びん類、金属類、その他
	粗大ごみ系列		
	(委託事業者) 資源物系列	有価物回収協業組合石坂グループ	1 t / 6 h (選別、圧縮梱包)
	大津事業所 菊池郡大津町杉水3746番地		
	本社 熊本市東区戸島町2874番地	2 t / 1 h (選別、圧縮梱包)	プラスチック類

(上記以外の町委託予定の再資源化施設)

施設名・所在地	処理対象物
日野総合管理 株式会社 菊池郡大津町大津90番地1	樹木、木ごみ等 (拠点箇所回収、個人等の委託)
株式会社 星山商店 竹迫工場 合志市竹迫1440番地 合志工場 合志市福原3122番地10	樹木、木ごみ等 (拠点箇所回収、個人等の委託)

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者のごみ

a 家庭系ごみ

町が収集運搬するごみは、分別された家庭系ごみとする。

町は、ごみ収集カレンダーに従ってごみ一時保管所等からごみを収集し、処理施設に搬入する。町が収集運搬する以外のごみは、排出者自らが町の処理施設へ搬入するか、又は町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し処理する。

b 事業系ごみ

事業所の事業系ごみのうち一般廃棄物については、排出者自らが町の処理施設へ搬入するか、又は町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し処理する。

(イ) 分別の方法

町が定めるごみの分別種類は、以下の14種類とする。

燃やすごみ		
資源物	A	空かん・空びん
	C	新聞・折込みチラシ
	D	雑誌・本、その他の紙
	E	布類
	F	段ボール
	G	牛乳パック類
	H	ペットボトル
	J	容器包装プラスチック類・食品トレイ・発泡スチロール
不燃物（小型金物、小型廃家電を含む）		
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を含む）	可燃性・不燃性・プラスチック性 （冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）	
特定品目	廃乾電池・ボタン電池、水銀体温計・水銀式血圧計、ライター・チャッカマン、スプレー缶・カセットボンベ、練り朱肉	
廃蛍光管		
廃食用油		

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）による資源ごみは、紙類（紙パック、その他の紙製容器包装）、缶類（スチール製容器、アルミ製容器）、びん類（無色、茶色、その他の色のガラス）、プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製容器包装等）を対象品目とする。

なお、上記分別の方法に従わずにごみ一時保管所に搬出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとする。違反シールを貼付したにもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなどの悪質な場合には、必要な調査を行い違反者の特定に努め、当該違反者に対し指導を行うものとする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

(ウ) 収集主体

家庭系ごみは、町の委託業者による収集運搬を行う。

(エ) 収集運搬の方法等

ごみの区分		収集主体	収集方法	収集回数	収集袋等	収集・運搬予定業者名
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託	ごみ一時保管所	週2回	指定袋	中野衛生 有限会社
	資源物 (うち資源物J)		ごみ一時保管所	月1回 (週1回)	指定袋	
	不燃物		ごみ一時保管所	月1回	指定袋	
	粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄物を含む)		事前予約による戸別 又はごみ一時保管所	月1回	粗大ごみ シール	
	特定品目 (廃乾電池等)		ごみ一時保管所	月1回	透明袋	
	廃蛍光管		拠点回収	月2回	無指定	
	廃食用油		拠点回収	月1・2回	ペットボトル等	熊本いいくに県民 発電所株式会社
事業系一般廃棄物		許可	直接搬入、委託	随時	透明袋等	自社又は 許可業者

< 法第6条の2第2項の委託業者名、同法第7条第1項及び第6項の許可業者名一覧 >

業者名	業者の住所	代表者氏名	
中野衛生(有)	菊池郡菊陽町大字原水5313番地3	中野利男	第6条の2第2項委託 第7条第1項許可 (家庭系・事業系ごみ)
(有)九州ビルメンテナンス社	熊本市西区松尾1丁目2番32号	橋本健一郎	
(株)セイブクリーン	合志市御代志1538番地1	坂井さゆり	〃
(株)サンレイメディカル	阿蘇郡西原村大字布田834番地171	田原昌明	
(有)宇都宮産業	合志市須屋1375番地33	宇都宮文好	〃
(株)星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9丁目5番76号	星山一憲	
(公社)菊陽町シルバー人材センター	菊池郡菊陽町大字久保田2623番地	片山季義	〃
(株)グリーンロジスティクス	菊池郡大津町大字杉水2506番地	岩崎浩	
(株)西原商店	熊本市南区流通団地一丁目50番地	西原哲	〃
中野衛生(有)	菊池郡菊陽町大字原水5313番地3	中野利男	
(有)都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見8丁目13番92号	朴 法子	〃
有価物回収協業組合石坂グループ	熊本市東区戸島町2874番地	石坂孝光	
(有)聖光クリーン	熊本市北区麻生田5丁目33番6号	中川静子	〃
(株)永野商店	熊本市北区室園町10番22号	原口博人	
(合)ファームサービス	熊本市東区健軍4丁目8番13号-103	森 正史	〃
(有)升富	熊本市中央区本荘町682番地の10	梅本雅利	
(株)くまもと流通	熊本市東区尾ノ上2丁目18番10号	吉永玲爾	〃
(有)菊池環境美化センター	菊池市森北580番地1	坂本正剛	
金岡商店(株)	熊本市南区富合町釈迦堂611番地	金岡慶大	〃
(有)日野環境	菊池郡大津町大字大津132番地	日野正人	
(株)熊本メスキュード	菊池市西寺1431番地6	山本龍幸	〃
(株)林産業	菊池郡菊陽町大字辛川618番地	林一三	
大東商事(株)	熊本市北区楠野町453番地1	小原英二	〃
(株)熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8丁目8番35号	西原治雄	
(有)橋本産業	菊池郡菊陽町大字久保田1415番地2	橋本安行	〃
(有)日野環境	菊池郡大津町大字大津132番地	日野正人	

※一般廃棄物収集運搬業の許可については、本計画における本町のごみ発生量に対し、既存の許可業者で十分に処理体制が整うことから、令和5年度においても原則として新規許可は行わない。

イ 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量

収集区域は、菊陽町の全域とし、ごみの量（見込み）は次のとおりとする。
（計画収集人口44,546人、自家処理人口0人）

ごみの種類	計画収集量			直接搬入量	自家処理量
	直営	委託	許可業者		
	計				
燃やすごみ	0 t	7,300 t	3,697 t	153 t	0 t
	10,997 t				
資源物 (容リ法回収を含む)	0 t	734 t	0 t	32 t	0 t
	734 t				
可燃性粗大ごみ	0 t	38 t	1 t	142 t	0 t
	39 t				
不燃性粗大ごみ	0 t	31 t	0 t	47 t	0 t
	31 t				
不燃物	0 t	229 t	0 t	80 t	0 t
	229 t				
特定品目	0 t	18 t	0 t	0 t	0 t
	18 t				
廃蛍光管	0 t	2 t	0 t	0 t	0 t
	2 t				
廃食用油	0 t	2 t	0 t	0 t	0 t
	2 t				
ごみ排出量計	0 t	8,354 t	3,698 t	454 t	0 t
	12,052 t				

ウ 中継施設の概要

中継施設なし。

(3) 中間処理計画

菊池広域連合の処理計画による。

ア 中間処理施設に搬入される搬入者別内訳量

一般廃棄物	計画収集量			直接搬入量	合計
	直営	委託	許可業者		
	0 t	8,352 t	3,698 t		

イ ごみ種類別処分方法

ごみの種類	ごみの処分方法	処理区分
燃やすごみ 可燃性粗大ごみ	燃やすごみ及び可燃性粗大ごみは、菊池広域連合の委託業者工場で処理するものを除き、クリーンの森合志で焼却する。可燃性粗大ごみは、せん断式破砕機で破砕し、燃やすごみと一緒に焼却する。草木・廃木材・木製粗大ごみは、菊池広域連合の委託業者工場で破砕等の処理後、RPFや堆肥の原料として再資源化される。	焼却、破砕 (一部委託)
資源物 (容り法を含む)	菊池広域連合の再資源化工場及び委託業者工場で選別し、資源物を回収する。可燃性の残渣は、クリーンの森合志で焼却する。不燃性の残渣は、最終処分場に埋め立てる。また、収集袋等の残渣でリサイクルできるものは、委託業者工場で再生処理される。	選別 (一部委託)
不燃物 不燃性粗大ごみ	菊池広域連合で手選別後、破砕し資源物を回収する。可燃性の残渣は、クリーンの森合志で焼却する。不燃性の残渣は、最終処分場に埋め立てる。	破砕選別

(上記以外の委託予定の中間処理業者)

ごみの種類	ごみの処分方法
特定品目 廃蛍光管	菊池広域連合の再資源化工場にて選別・保管後、民間の専門業者に委託する。
廃食用油	再生資源として町から民間事業者へ売却する。
樹木等(拠点回収、個人等の民間委託分)	草木等の資源化工場でチップ化及び堆肥化の原料として再資源化される。

ウ 処理施設の概要

(ア) 焼却施設

施設名・所在地	型式・処理能力	処理対象
菊池広域連合 菊池環境工場 クリーンの森合志 菊池郡合志市幾久富460番地	全連続焼却炉 170 t /24h	燃やすごみ 可燃性粗大ごみ 処理残渣可燃物

(イ) 粗大ごみ処理施設

施設名・所在地	型式・処理能力	処理対象
菊池広域連合 環境美化センター 再資源化工場粗大ごみ系列 菊池郡大津町大津115番地	衝撃せん断回転式破砕機 16.3 t /5h	不燃性粗大ごみ 不燃物の一部

(ウ) 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名・所在地		型式・処理能力	処理対象
菊池広域連合	環境美化センター 菊池郡大津町大津115番地	手選別 ライン等	資源物 (ペットボトル、プラスチック類以外)
	有価物回収協業組合石坂グループ 大津事業所 菊池郡大津町杉水3746番地		ペットボトル
	委託業者 本社 熊本市東区戸島町2874番地	減容機等	2 t /1h

(エ) 資源物売却計画

菊池広域連合において、選別圧縮及び粗大ごみ・不燃ごみを破砕選別した後

の資源物については、回収業者に売却処分する。

＜資源物の売却先の見込み＞

資源物の種類	回収業者名
鉄製容器包装、アルミ容器包装、段ボール、紙類、衣類、生びん類、屑鉄、アルミ、その他金属類、白色トレイ・発泡スチロール、ペットボトル、プラスチック類（容器包装以外）、茶色ガラス、無色ガラス、その他ガラス、その他	熊本市東区戸島町2874番地 有価物回収協業組合 石坂グループ
プラスチック製容器包装	熊本市西区新港1丁目4番10号 (株)エコポート九州
小型廃家電	福岡県久留米市梅満町1426番地の1 柴田産業（株）

(4) 最終処分計画

菊池広域連合の処理計画による。

(5) 災害廃棄物について

災害に伴い発生するごみについては、菊陽町地域防災計画の廃棄物処理計画に従い、適正処理を行うものとする。

(6) その他

ア 特定家庭用機器の取扱いについて

特定家庭用機器再商品化法に規定されている次の(ア)～(エ)のうち、家電小売店が撤退した等の理由により引取義務者が不在のものについては、排出者が家電リサイクル券を用意し、排出者自らが製造業者等の指定取引所へ搬入するか、菊池広域連合へ搬入後、指定引取場所へ運搬する。

(ア) エアコン

(イ) テレビ

(ウ) 冷蔵庫及び冷凍庫

(エ) 洗濯機及び衣類乾燥機

イ 家庭系パソコンの取扱いについて

資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となっているが、使用済小型家電のリサイクルルートが利用できるため、不燃物として収集する。

ウ 住民等に対する広報啓発活動

(ア) 公報、ホームページなどを活用したごみ減量の啓発

(イ) 収集カレンダーや分別早見表等による分別徹底と排出抑制への啓発

(ウ) 地域での出前講座の実施

(エ) 事業者へのごみ分別・減量に関する協力及び指導

エ 適正処理困難物

別表に掲げるものは、菊池広域連合で適正な処理ができない、又は環境工場の運転に支障をきたすため、搬入を禁止する。

(別表) 環境工場等へ搬入を禁止する適正処理困難ごみ表

区分	ごみ種	処理の方法	
有害性のあるもの	硫酸、硝酸等の劇薬類、化学薬品類、殺虫剤、消毒剤等の農薬類、その他有害性のあるもの	取扱販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門業者に処理を委託する。	
危険性のあるもの	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ（カセットコンロ用を除く）、消火器（中身が入っていないものを除く）、発煙筒及び花火（いずれも未使用のもの）、その他危険性のあるもの		
引火性のあるもの	灯油、ガソリン、軽油、混合油、重油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるもの		
著しく悪臭を発するもの	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発するもの	汚物等は除去する。	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等	処方された医療機関に処理を委託する。	
その他	ゴム等	廃ゴムタイヤ等	取扱販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門業者に処理を委託する。
	金属類	ドラム缶（中身が入っていないものを除く）、自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く）、バイク、シニアカー、オイルヒーター、オイルジャッキ、農機具類（家庭で使われたものを除く）、エンジン（走行用以外のものを除く）	
	空かん類	有害性・引火性のあるものが入っていた空かん、その他・塗料等が入っていた空かん	
	木製品類	幅1.5m長さ3.0m高さ1.0mを超える木製品、板の厚さが10cmを超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）	
	木竹片	面の直径又は面の1辺の長さが10cmを超えるもの、長さ3.0mを超えるもの	
	動物の死がい	実験した動物	
	その他	畑、山、庭等で生じた木の根、竹の根、ワラ等、砂利、土砂、石類、ボウリング用ボール	産業廃棄物処理事業者に処理を依頼する。
	家屋解体・改造に係わるもの等	家屋解体及び改造等に係わる廃材類、石膏ボード、耐火ボード、断熱材、グラスウール、ワラ、カワラ、スレート、ブロック、基礎石、コンクリート、レンガセメント、その他ガレキ類	
	産業廃棄物	事業所から出る廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶器くず、飲料用缶、びん、ペットボトルなど	

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理人口（令和6年3月31日推計値）

1 処理区域内人口	44,546人
2 水洗化・生活排水処理人口	44,170人
(1) 下水道	43,180人
(2) 農業集落排水処理人口	798人
(3) コミュニティ・プラント	0人
(4) 合併浄化槽	192人
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	129人
4 非水洗化人口	247人
(1) 計画収集人口	214人
(2) 自家処理人口	33人
5 処理区域外人口	0人

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

(イ) 収集及び運搬の方法

収集については、し尿は月1回程度、浄化槽汚泥は各家庭等からの依頼によりそれぞれ許可業者が個別収集する。

運搬については、町が委託した一般廃棄物収集運搬許可業者により菊池広域連合の「クリーンセンター花房」に搬入する。

<し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者>

生活排水の種類	収集主体	収集運搬業者
し尿	許可	中野衛生有限会社 菊陽町大字原水5313番地3
浄化槽汚泥		

イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量 収集区域は、菊陽町内全域とする。

生活排水の種類	計画収集量				自家処理量
	直営	委託	許可	計	
し尿	0kℓ	0kℓ	986kℓ	986kℓ	17kℓ
浄化槽汚泥	0kℓ	0kℓ	885kℓ	885kℓ	
合計	0kℓ	0kℓ	1,871kℓ	1,871kℓ	

ウ 中継施設の概要

収集運搬において中継施設は使用しない。

(3) 中間処理計画

菊池広域連合の処理計画による。

(4) 最終処分計画

菊池広域連合の処理計画による。